

# 『教えて、BUN先生』

vol.17

「BUN先生」こと長岡文明先生

第17回 産業廃棄物排出事業者の責務。委託契約書その5 中級編



LISA

皆さん、こんにちは。前回は産業廃棄物委託契約書法定事項の収集運搬特有の「⑩ 運搬委託で受託者が積替え又は保管を行う場合」までやりました。今回は処分特有の「⑪ 処分又は再生委託の場合・・処分又は再生の場所の所在地・処分又は再生の方法・処分又は再生施設処理能力」からですね。じゃ、先生、お願いします。

この処分業者の所在地、能力も収集運搬契約の「⑩ 運搬委託で受託者が積替え又は保管を行う場合」と同様に、排出者側も「処分の状況を把握しておいてね」という趣旨ですかね。契約書に「処理能力3トン」と記載しているのに、毎日、毎日5トンの産業廃棄物を委託していたら、どう考えてもパンク状態になりますよね。まあ、排出者一社でこんな状態で委託する会社はないでしょうけど、可能なら契約時に、他社の搬入量も確認しておくことも必要かも。



LISA

次の「⑫ 処理後に残渣が発生する場合は、最終処分関連条項記載・最終処分（埋立・海洋投入又は再生）の場所の所在地・最終処分の方法・埋立の場合は「処理能力」として、「許可された埋立容量」を記載。」とありますが……



LISA

これは以前も話したことがあるかと思いますが、廃棄物処理法における「排出者責任の原則論」みたいな話です。



BUN



LISA

リサちゃんは、自分が出した廃棄物について、どこまで責任を持たなくちゃならないと思ってるかな？



BUN



LISA

勤め始めた頃は、専門業者に引き渡したら、それでおしまいって思っていたけど、先生と1年以上もお付き合いしてきたら、わかってきたわ。排出者の責任は、専門業者に引き渡した以降も継続しているってことですよね。



BUN

よく勉強したね。まあ、収集運搬してもらって、そのまま最終処分場で埋め立てられるって言うなら、さほど難しくもないんだけど。たとえば、焼却炉で燃やして出てくる燃えがらなんかは、現実的には難しいよね。



処理業者さんが受け取っているのは、我が社の廃棄物だけとは限りませんものね。A社、B社、C社の産廃を受け入れて、一括して焼却して、出てきた燃えがらに元々の排出者はどこまで責任もたなくちゃなんないのか？とかですね。

そのとおり。中間処理残渣物についての契約書とマニフェストだけは、中間処理業者が行えるけど、責任については引き続き元々の排出者（事業者）にあるってことだったね。

これが、廃棄物処理法第12条第5項、長いけど、ここでもう一度確認しておきましょう。



「5 事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項並びに次条第五項から第七項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。」

この条文は廃棄物処理法の中でも一番括弧書きが登場することで有名だね。  
そして、今さらながら、排出者（事業者）は委託する場合でも、次の「委託基準」があった。



「6 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならぬ。」

「7 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるため必要な措置を講ずるように努めなければならない。」



LISA

そして、こここのところ勉強している「委託契約書」も、この委託基準の中の一つつてことでしたね。



そのとおり。よくできました。特に平成22年に改正された第7項でより明確に示されるようになったけど、「発生から最終処分が終了するまで」事業者は適正処理に努める義務がある。これをあらかじめ具体化しているのが、委託契約書の12番目の法定事項と考えていいでしょうね。



LISA

そうかあ、だから契約の段階から、中間処理残渣物の最終処分の場所や能力まで契約書に記載させているってことですね。  
これで、委託契約書の法定事項もようやく終了ですね。



ちょっと待った。実は、法定事項はもう一つある。その13番目の事項がこれ。「委託する産廃が輸入廃棄物であるときは、その旨」。



LISA

へえ～、こんな項目知らなかつたなあ。うちの契約書にあったかしら。



これは平成22年改正で追加された事項なんだけど、「輸入廃棄物であるときは、その旨」だから、該当しないときは契約書に記載していない構わないといわれている。現時点で産廃を輸入しているって会社は、ほとんど無いようなので、多くの会社の契約書には記載していないことが多いかも知れないね。



LISA

でも、なんでこんな事項を追加したのかしら。

廃棄物の輸入に関しては、関係する条項がいくつかあるんだけど、まず一つが「廃棄物の定義」として、「輸入した廃棄物は産業廃棄物とする」というのがある。だから、輸入廃棄物に一般廃棄物はない。そして、廃棄物の輸入は、誰でも野放団に出来るってことではなく、原則的には製品を製造し、輸出した企業が海外で使用され、その後廃棄された、いわば「廃製品」を日本を持ってきて、再生、適正処理する時に「許可」するって仕組みなんだ。



LISA

へえ～、廃棄物の輸入って許可なんだ。

そう、廃棄物の輸入、すなわち前述の通り「産業廃棄物の輸入」になる訳だけど、これは環境大臣の「許可」、ちなみに、輸出の場合は、一般廃棄物、産業廃棄物ともに環境大臣の「確認」という規定になるね。



LISA

「許可」と「確認」ね。我が社には当面関係ないけど、トリビアとして覚えておくわ。

まあ、そんな訳で、輸入される産業廃棄物の本来の「排出者」は、海外に別にいるんだけど、日本国内に輸入された以降は、輸入した人物を「事業者とする」という規定があるんですよ。そんなこともあり、委託契約書の法定事項の一つとして規定したのかもしれませんね。



LISA

今回も役に立つこと、立たないこと玉石混合だったけど、面白かったわ。じゃ、次回からは契約書から、再び、「排出事業者の責務」に戻って話を進めることになるのかな。～～(^^)/

### BUN先生の今回のまとめ

- 処分委託契約書には「処理能力」が登場する。処理能力を超える委託をしていないかもチェック。
- 中間処理を委託しても、その中間処理後に発生する「中間処理残渣物」の最終処分先までチェックしておく必要がある。
- 廃棄物を輸入するときは、環境大臣の許可が必要。

#### 今回の練習問題



問1、コンクリートくずを破碎して再生採石にしている業者と委託契約を締結する際、委託契約書の「処分又は再生の方法」はどのように記載することになりますか？

問2、問1において、「⑫ 処理後に残渣が発生する場合は、最終処分関連条項記載・最終処分（埋立・海洋投入又は再生）の場所の所在地・最終処分の方法・埋立の場合は「処理能力」として、「許可された埋立容量」を記載。」の欄にはどのように記載したらよいでしょうか？

答えは次回の  
メルマガで  
(^-^)／＼

## 前回の問題の解答

問1、産業廃棄物の収集運搬の委託契約書が2枚、3枚となるパターンとして、どのようなことが考えられますか？  
BUN見解／区分分割契約、たとえば、排出者から港まではA社、船により搬入する港まで運ぶ業者はB社、陸揚げ後、港から最終処分場まで運ぶのはC社といった場合は、契約書は3本となります。

問2、委託業者が大量保管で措置命令を受けました。委託契約を解除しようと思います。現実的対応としては、「契約解除時の未処理産業廃棄物の扱い」はどうしたらよいでしょうか？

BUN見解／現実的な対応としては、まずは、地元の行政に相談することとなるでしょう。いくら契約では、「受託業者の責任で処理する」と記載していても、措置命令を受けた業者が適切、適法に処理できるとは考えにくいです。一方、勝手に自社の廃棄物だけを持ち帰れるというものではありません。よって、不幸なことにこのような状況になった場合は、前述の通り、まずは、地元の行政の意向を確認することが必要と考えられます。  
その上で、自社で自社の廃棄物を引き上げる。(とは言っても、どれが自社の廃棄物か区別が付かないというパターンがほとんどですが)改めて別の業者に処理を委託する、等の対応が出てくると思います。  
結果論にはなりますが、このような事態に陥らない業者を選択するとともに、定期的にご自分の目で、自社の廃棄物がどのように処理されているかを確認することが大切です。